

教育・保育の提供と利用料

1号認定子ども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		利用料（1人あたり）
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分	3歳以上保育料無償化
一時預かり （幼稚園型）	保育時間	午前7時00分～午前9時00分	1日100円(月額上限1,000円)
		午後2時00分～午後4時30分	1日200円 (おやつ代含む月額上限2,000円)
		午後4時30分～午後6時00分	1日100円(月額上限1,000円)
		午後6時00分～午後7時00分	1日100円(月額上限1,000円)
	休業日	土曜日・日曜日・祝日	
学年始休業日(4月1日～4月3日)		<ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間内 1日500円(給食代を含む) ・教育標準時間以外は利用時間により加算されます。 	
夏期休業日(7月25日～8月31日)			
冬期休業日(12月25日～1月7日)			
学年末休業日(3月25日～3月31日)			

2・3号認定子ども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		利用料(1人当たり)
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分(11時間)	3歳児以上保育料無償化 1・2歳児：氷見市は無料 0歳児：第3子以降無料 ※保育料は市の規定に準ずる
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)	
延長保育	保育標準時間	午後6時00分～午後7時00分	1日100円(月額上限1,000円)
	保育短時間	午前7時00分～午前8時30分	1日100円(月額上限1,000円)
		午後4時30分～午後6時00分 午後6時00分～午後7時00分	1日100円(月額上限1,000円) 1日100円(月額上限1,000円)
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分	
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分 ※就労証明書が必要です。	
休業日	日曜日・祝日		